

資料1：陳情理由に示した警察庁の通達（裏面は本通達の有効期間後も再発同趣旨
が發出された通達）

| | |
|--------|-----------------|
| 原義保存期間 | 1年(令和5年3月31日まで) |
| 有効期間 | 二種(令和4年9月6日まで) |

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)

殿

警察庁丁交指発第83号
令和3年9月7日
警察庁交通局交通指導課長

警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

交通反則切符における供述書作成上の留意事項について（通達）

交通反則切符における「供述書（甲）」欄の作成要領については、「交通反則切符の様式等並びに告知及び交通反則告知書等の作成の要領について（通達）」（令和3年6月18日付け警察庁丙交指発第6号ほか）により示達されているところである。

もとより、当該欄は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第322条第1項の供述書に当たるものとして、違反者が任意に作成する書類であるところ、違反者がこれを作成する場合において、署名とともに求めている押印又は指印（以下「押印等」という。）は、違反者本人が作成したことが確認できるようにする目的で、警察官の求めに応じて違反者の任意により行われるものであり、他方で、押印等が拒否されたことのみをもって、刑事手続におけるその証拠能力が直ちに否定されるものではないことに留意する必要がある。

以上を踏まえ、交通取締りに際して、警察官において、仮にも押印等が違反者の法的義務であるという誤解を相手方に与えるような言動をしないよう、改めて、部下職員に対する適切な指導教養に努められたい。

また、違反者の押印等が任意であることについて、各都道府県警察のウェブサイトに掲載するなど、適切な周知を図られたい。

なお、この通達については、法務省と協議済みである。

| | |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 1年(令和6年3月31日まで) |
| 有効期間 | 二種(令和5年11月9日まで) |

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)

警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交指発第121号
令和4年11月10日
警察庁交通局交通指導課長

交通反則切符における供述書作成上の留意事項について（通達）

交通反則切符における「供述書（甲）」欄の作成要領については、「交通反則切符の様式等並びに告知及び交通反則告知書等の作成の要領について（通達）」（令和4年9月16日付け警察庁丙交指発第21号ほか）により示達されているところである。

もとより、当該欄は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第322条第1項の供述書に当たるものとして、違反者が任意に作成する書類であるところ、違反者がこれを作成する場合において、署名とともに求めている押印又は指印（以下「押印等」という。）は、違反者本人が作成したことが確認できるようにする目的で、警察官の求めに応じて違反者の任意により行われるものであり、他方で、押印等が拒否されたことのみをもって、刑事手続におけるその証拠能力が直ちに否定されるものではないことに留意する必要がある。

以上を踏まえ、交通取締りに際して、警察官において、仮にも押印等が違反者の法的義務であるという誤解を相手方に与えるような言動をしないよう、あらゆる機会を通じて、部下職員に対する適切な指導教養の徹底に努められたい。

また、違反者の押印等が任意であることについて、各都道府県警察のウェブサイトに掲載するなど、適切な周知を図られたい。

なお、この通達については、法務省と協議済みである。